



Bayview 日本株式 ロングショート ファンド

追加型投信／国内／株式／特殊型(ロング・ショート型)

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日：2018.8.25

※本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社ホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

●委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第397号

ホームページ <http://www.bayview.co.jp/>

[照会先] 電話番号 03-5210-3573

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

●受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社



商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	特殊型
追加型	国内	株式	特殊型 (ロング・ショート型)	その他資産 (投資信託証券*)	年4回	日本	ファミリー ファンド	ロング・ ショート型

※投資信託証券を通じて実質的な投資対象とする資産は「株式・一般」です。

※上記、商品分類及び属性区分の定義について詳しくは一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「Bayview 日本株式ロングショート ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2018年8月24日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2018年8月25日に発生しております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合に、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 金融商品取引法第15条第3項に規定する交付の請求があったときに直ちに交付しなければならない目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、投資者から請求された場合に販売会社から交付されます。なお、請求目論見書の交付を請求した場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

<委託会社の情報(2018年6月29日現在)>

委託会社名：ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
 設立年月日：1998年1月7日
 資本金：1億円
 所在地：東京都千代田区一番町29-1 番町ハウス
 運用する投資信託財産の合計純資産総額



ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社(以下、ベイビュー・アセット・マネジメント)について

国内外の株式、債券、そしてマルチ・アセットのアクティブ運用に特化する、国内最大級の独立系運用会社です。

ベイビュー・アセット・マネジメントは、1998年の創業以来、専門性、質の高いサービス、そしてパートナーシップという経営理念の下、日本初のマルチ・ブティック型運用会社として、主に機関投資家や年金基金からご投資を賜り発展してきました。証券会社・銀行・外資等の親会社系列ではなく、役職員等が実質的に100%自社株式を保有し経営の独立性を確保することで、真の顧客第一、そして理想の運用を追求しています。

投資一任及び投資信託の運用を行う金融商品取引業者(不動産関連を除く)として、財務局に登録された約90社中の1社です。内、親会社系列に属さない独立系は10社程度。中でも、会計監査並びに投資一任に関する内部統制監査証明を取得(2012年度以降)した存在として、ガバナンスそしてコンプライアンスも徹底された運用態勢を構築しています。

契約総資産額:3,953億円(2018年3月末現在)
 ホームページ:<http://www.bayview.co.jp/>



ファンドの目的

当ファンドは、主としてBayview 日本株ロングショート マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を通じて、日本の株式に投資し、中長期的に安定した絶対リターンの獲得を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 ファンド・マネージャー中心主義による、顔の見える運用

- 当ファンドの設定来、アナリスト、そして共同ファンド・マネージャーとして活躍してきた谷川崇人が、運用責任者に昇格。また、日本株式運用部のシニア・アナリストで21年間の運用経験を持つ三須博志が、共同ファンド・マネージャーに就任し銘柄選択をはじめ様々な面で谷川をサポートします。



ファンド・マネージャー
谷川 崇人



共同ファンド・マネージャー
三須 博志

2 16年のトラックレコードを有する、日本株式ロングショート運用(マザーファンド)

- 値上がり期待出来る株式を買建て(ロング)、値下がりが見込まれる株式を売建て(ショート)する、ロング・ショート運用を行います。投資環境に応じて攻守を明確に使い分けると共に、ロング及びショートにおいて、各々厳選されたベスト・アイデアに投資します。また、場合によって株価指数先物等も活用します。原則として、ロングを柱とする運用です。

3 需給要因や地政学リスク等により不透明感が強まる株式市場で、資産保全を最優先しつつ、積極的に収益を追求

- 鳥の目(マクロからの視点)、虫の目(ミクロからの視点)、そして魚の目(トレンドからの視点)を持ち、個別企業のファンダメンタルズ分析だけでなく、株式市場の潮流も見極め、斬新な視点で投資判断を行い絶対リターンの獲得を目指します。

ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式[※]により、金融商品取引所上場株式等への実質的投資を行います。

※ファミリーファンド方式とは、投資者の皆さまからお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

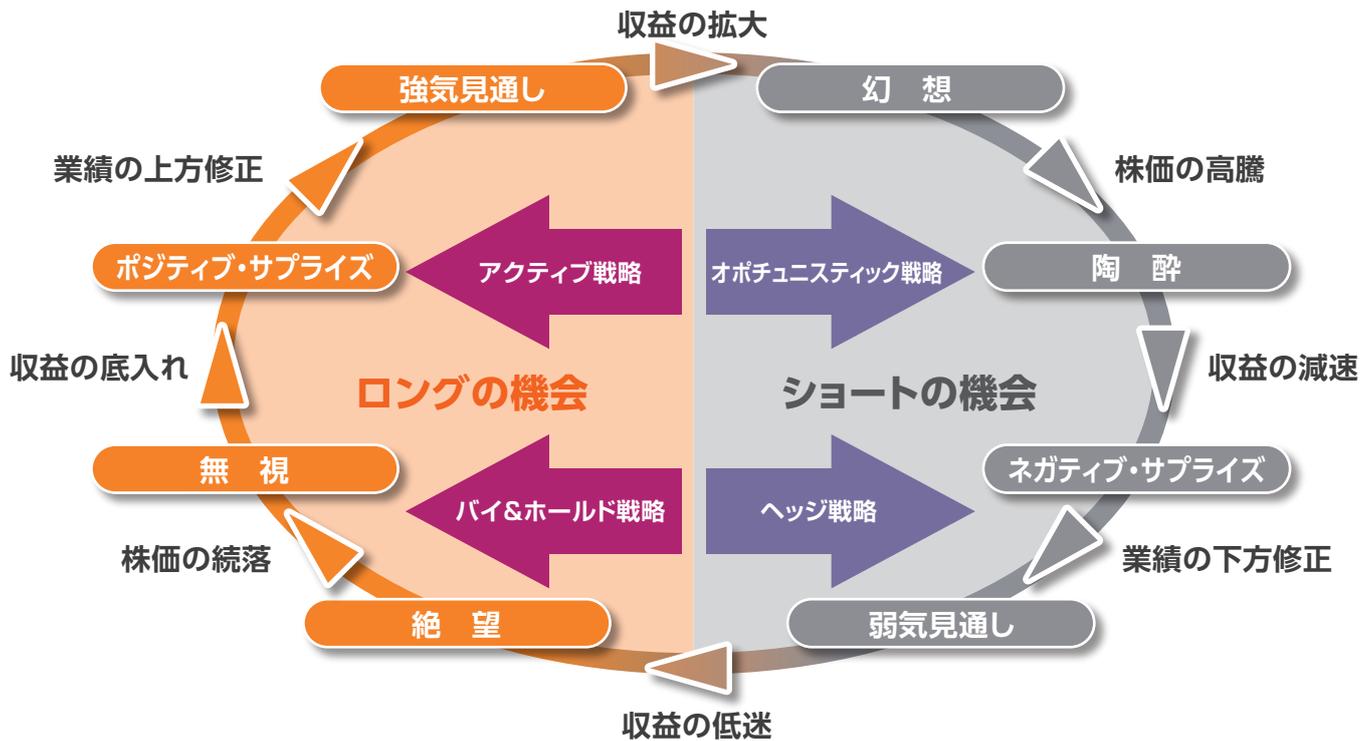


ファンドの目的・特色

ロング・ショート運用における投資手法

◆ ファンドメンタルズ(企業業績)の変化による収益機会

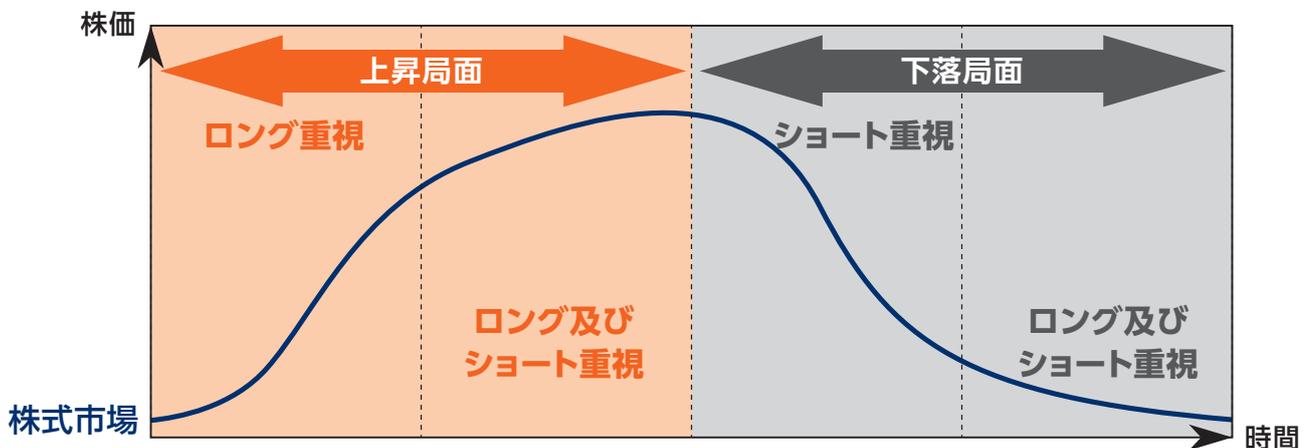
株式市場では、各企業の本質的価値と、実際の株価の間に「認知ギャップ」が常に発生し、それがリターン獲得の源泉となります。下記の4戦略の下で、特に、①財務基盤、②利益成長の持続性、③連続増配期待の観点から、ボトムアップ・リサーチ(企業訪問等)を通じた独自の分析を行い、優れた企業をロング、劣後する企業をショートします。



◆ 投資環境の変化による収益機会

ファンダメンタルズが株価に反映され難い環境では、投資理論や定説に囚われた思考に陥ることなく、株式市場の変化に対応して柔軟に行動します。特に、①金利・為替動向、②市場のテーマ性、③アノマリーの観点から、強気相場前半ではロングを、弱気相場前半ではショートを重視した戦術的運用を行います。

(注)アノマリーとは、既存の投資理論や経済合理性だけでは説明できない価格形成や相場の動きを意味します。例として、株価が下がった銘柄はいずれ反発し、値上がりした銘柄は下落することが多いという経験則を表す「リターン・リバーサル」があります。



上記はあくまで例示をもって理解を深めるためのイメージ図であり、当ファンドの運用成果を予測または保証するものではありません。また、ファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

ファンドの目的・特色



主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合には、制限を設けません。
同一銘柄の株式への投資割合	同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

分配方針

年4回の決算時(原則として2月、5月、8月、11月の25日、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子、配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
 - 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※上記の分配方針は将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

成功報酬

計算期間を通じ毎日、成功報酬額控除前基準価額(1万口当たり)がハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に21.6%(税抜20%)の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を乗じて得た額を1万で除して得た額を計上します。

成功報酬(期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の成功報酬額を含みます。)は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から委託会社に支弁するものとします。

成功報酬

=

成功報酬額
控除前基準価額

ハイ・ウォーター・
マーク

) × 21.6%
(税抜20%)

(ご参考)

◆ ハイ・ウォーター・マークについて

- (1) 設定日：10,000円(1万口当たり)
- (2) 設定日以降：成功報酬額控除前基準価額が、その時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合は、翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは、成功報酬額控除後基準価額に変更されます。ただし、ハイ・ウォーター・マークが変更されない場合においても、決算時に収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーター・マークは収益分配金額を控除したものに調整されるものとします。

◆ 成功報酬の留意点

- 毎日公表される基準価額は、成功報酬控除後の価額です。従って、解約される際に、解約時の基準価額から更に成功報酬が差し引かれるものではありません。
- 成功報酬は、毎計算期末ごとにファンドから支払われますが、この場合も成功報酬は既に費用計上されていますので、更に成功報酬が差し引かれるものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資等を通じて、株式などの値動きのある有価証券に投資し、有価証券先物取引等を活用することがありますので、ファンドの基準価額は変動します。従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。従って、当ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

ロング・ショート戦略固有のリスク

当ファンドは売建て(ショート・ポジション)取引を行いますので、売建てた株式等が値上がりした場合、基準価額が下落する要因となります。また、ロング・ポジションおよびショート・ポジションの双方で損失が生じた場合、通常のファンドにおける損失よりも大きくなる可能性があります。

信用リスク

組入れられる株式や債券等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がることがあり、また、投資資金を回収できなくなることがあります。

一部解約による資金流出等に伴うリスク

大量の解約があった場合、解約代金を手当てするため保有有価証券を売却しなければならないことがあり、その際には市場動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動することがあります。当ファンドはマザーファンドの受益証券への投資を通じて運用を行いますので、同じマザーファンドに投資するベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

その他の留意事項

●システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。このような場合、一時的に換金等ができないこともあります。また、これらにより、一時的にファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスクなどもあります。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

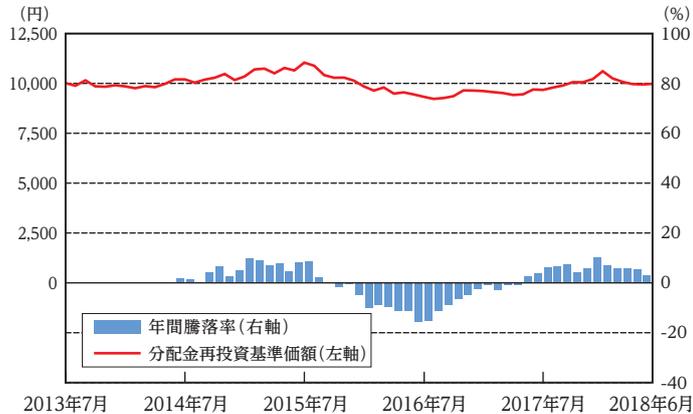
リスクの管理体制

委託会社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドの特性に沿ったリスクの範囲内で運用を行うよう留意しています。また、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。

〈参考情報〉

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

(2013年7月～2018年6月)

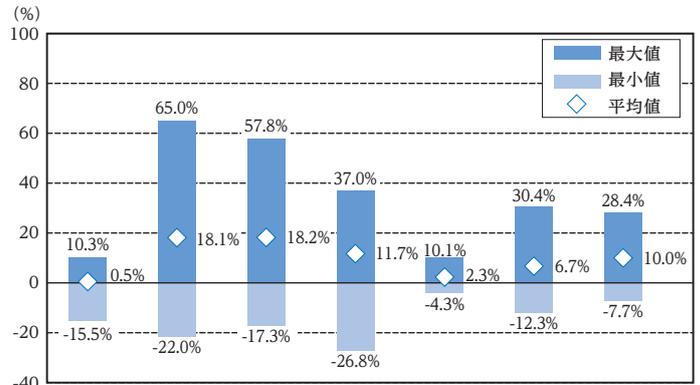


※ 税引き前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ データは設定日より掲載しております。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2013年7月～2018年6月)



※ 上記は、過去5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドは、分配金再投資基準価額の年間騰落率です。

すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

ファンド： 2014年7月～2018年6月

代表的な資産クラス： 2013年7月～2018年6月

各資産クラスの指数

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)
- 日本国債：FTSE日本国債インデックス
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本)
- 新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

上記各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表しているそれぞれの主体に帰属します (TOPIX：株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス：MSCI Inc.、FTSE日本国債インデックス、FTSE世界国債インデックス：FTSE Fixed Income LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド：J.P. Morgan Securities LLC)。また、それぞれの主体は当ファンドの運用に関して一切の責任を負うものではありません。

運用実績

2018年6月29日現在

基準価額・純資産総額の推移、分配の推移

■基準価額・純資産総額の推移 (2013年7月31日～2018年6月29日)



※基準価額は、信託報酬及び実績報酬控除後のものです。

■基準価額・純資産総額

基準価額 (1万口当たり)	9,321円
純資産総額	6.3億円

■分配の推移 (1万口当たり、税引前)

第15期	2017年 5月25日	0円
第16期	2017年 8月25日	0円
第17期	2017年11月27日	0円
第18期	2018年 2月26日	0円
第19期	2018年 5月25日	0円
設定来累計		695円

※直近5期分の分配実績を記載しております。

主要な資産の状況

■資産配分

資産の種類	比率
マザーファンド	99.8%
キャッシュ等	0.2%

※比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

■ロング・ショート比率

	比率
ロング	55.8%
ショート	24.4%

■ロング(買建て)組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	比率
1	キーエンス	電気機器	2.5%
2	ライドオンエクスプレスホールディングス	サービス業	1.9%
3	KDDI	情報・通信業	1.8%
4	NTTドコモ	情報・通信業	1.8%
5	オプトラン	機械	1.4%
6	任天堂	その他製品	1.4%
7	シーイーシー	情報・通信業	1.4%
8	日本空港ビルデング	不動産業	1.4%
9	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.3%
10	JXTGホールディングス	石油・石炭製品	1.2%

■ショート(売建て)組入上位10銘柄

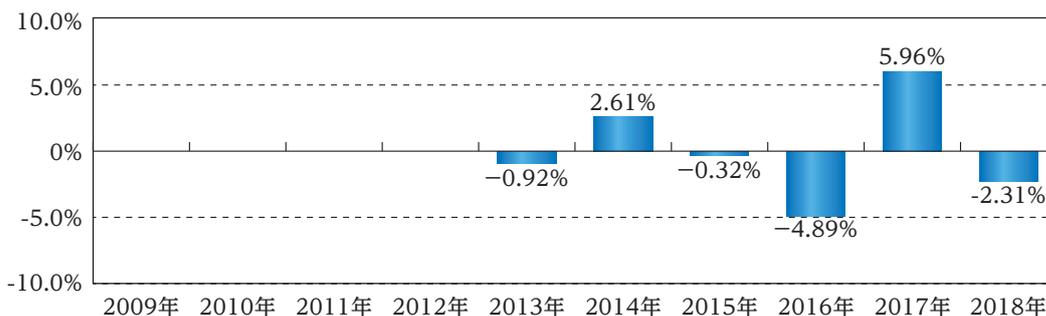
	業種	比率
1	サービス業	0.9%
2	空運業	0.9%
3	証券・商品先物取引業	0.8%
4	繊維製品	0.7%
5	食料品	0.6%
6	食料品	0.5%
7	化学	0.5%
8	金属製品	0.5%
9	電気機器	0.5%
10	陸運業	0.5%

ロング・ショート比率及びロング・ショート組入上位10銘柄は、マザーファンド(Bayview 日本株ロングショート マザーファンド)の状況です。

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

※ショート(売建て)組入上位10銘柄は、銘柄名を開示しておりません。

年間収益率の推移



※年間収益率は、基準価額をもとに算出した騰落率です。

※2013年は、設定日(2013年7月31日)から2013年12月30日までの収益率を表示しています。
2018年は、6月29日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

- 上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。
- 最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。



お申込みメモ

購入単位	販売会社が別に定める単位 ※詳しくは販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が別に定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として申込受付日の午後3時まで
購入の申込期間	2018年8月25日から2019年8月27日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止することができます。
信託期間	2021年11月26日まで(2013年7月31日設定)
繰上償還	委託会社は次のいずれかの場合、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権口数が10億口を下回った場合 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年2月、5月、8月及び11月の各25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年4回の決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。 ※販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	100億円を上限とします。
公告	電子公告の方法により行い、ホームページ【 http://www.bayview.co.jp/ 】に掲載します。
運用報告書	6ヶ月毎(5・11月の決算後)及び償還後に交付運用報告書を作成し、原則として、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

ファンドの費用、税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、3.78% (税抜3.5%) を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。 ※詳しくは販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して、0.3%の率を乗じて得た額をご負担いただきます。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の信託財産の純資産総額に対して年率2.2356% (税抜2.07%) を乗じて得た額とします。 ※配分(税抜)については以下の通りとします。			
	内訳 (税抜)	委託会社	年1.25%	委託した資金の運用の対価
		販売会社	年0.75%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.07%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価	
成功報酬	ハイ・ウォーター・マーク超過分の21.6% (税抜20%) ※ハイ・ウォーター・マークについては4ページをご参照ください。		委託会社: 委託した資金の運用の対価	
その他の費用・手数料	監査費用ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料を信託財産でご負担いただきます。 これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。			

※運用管理費用、諸費用等は日々計上され、毎計算期間末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。売買委託手数料はその都度信託財産から支払われます。

上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

<税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税、普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税、換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA (ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA (ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。なお、確定拠出年金法に基づく運用として購入する場合は、少額投資非課税制度の適用対象外です。

※上記は2018年6月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



<MEMO>

